

受付番号 ( )

平成30年度 (第2回募集)  
海南市住宅リフォーム工事補助金 事前申込書

平成 年 月 日

海南市長 神出 政巳 様

申請者 郵便番号

住 所

フリガナ  
氏 名

印

電話番号

(昼間連絡が取れる電話番号)

住宅リフォーム工事補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

住宅等の所在地	海南市
住宅等の所有者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他)
若者世帯に該当するかの確認	<input type="checkbox"/> 若者世帯である <input type="checkbox"/> 若者世帯ではない 若者世帯：夫婦のいずれかが40歳以下で、中学生以下の子供を扶養している、または結婚して5年以内の方
リフォーム工事内容	<input type="checkbox"/> 屋根の塗替え、葺替え <input type="checkbox"/> 外壁の張替え、塗装 <input type="checkbox"/> 内壁、天井、床の張替え <input type="checkbox"/> ガス、電気等の設備工事 <input type="checkbox"/> 浴室ユニット、浴槽の改修 <input type="checkbox"/> キッチンユニットの改修 <input type="checkbox"/> 建具・開口部の改修 <input type="checkbox"/> その他 ( )
工事金額	円 (概算見込)
工事発注予定業者	所在地：海南市 業者名： (本社が市外にある場合は市内にある事業所を記入)
工事予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅
市が実施する他の助成制度を利用します(しています)か?	<input type="checkbox"/> 他の助成制度の利用なし <input type="checkbox"/> 住宅耐震改修事業 <input type="checkbox"/> 店舗リフォーム工事補助事業 <input type="checkbox"/> 高齢者住宅改造補助事業 <input type="checkbox"/> 介護保険居宅介護住宅改修 <input type="checkbox"/> その他 ( )
順番待ちとなった場合	<input type="checkbox"/> はい、最終まで順番が繰り上がるのを待ちます。 <input type="checkbox"/> はい、 <u> 月 日 </u> まで順番が繰り上がるのを待ちます。 <input type="checkbox"/> いいえ、順番待ちはしません、申込みを取り下げます。

※裏面に注意事項を記載しておりますので、必ずお目通しください。

～ ご 注 意 ～

○申込み・募集期間

「住宅リフォーム工事補助事業」に申し込まれる方は、この「事前申込書」に必要事項を記入し、都市整備課、下津行政局、各支所・出張所（8時30分～17時15分、閉庁日除く）に申し込んでください。なお、募集期間は平成30年4月20日（金）から5月10日（木）です。

○ 申込み多数の場合（申込み多数の場合は抽選となります。）

1. 抽選の有無については、5月15日（火）までにお知らせいたしますので、その日を過ぎても通知のない場合は、都市整備課（483-8480）までご連絡ください。
2. 抽選となった場合は、5月17日（木）19時より海南市民会館第2集会室での実施を予定しております。（予定ですので、やむを得ない事情により変更となる場合があります。）
3. 抽選では、補助金の交付申請の対象となる募集枠及びキャンセル等が発生した場合に繰り上がるとなる順位を決めます。
4. 抽選には必ず出席してください。代理人による出席も可とします。欠席された場合は、抽選により決定した最後尾の順位の次の順位より申込順に割り振ります。
5. 募集枠内の方は、抽選の翌日より補助金の交付申請を行うことが可能です。
6. 募集枠外の方は、仮受付となり、キャンセル等が発生した場合に限り、順次繰り上がりとなりますので、予めご了承ください。なお、年度の終了とともに、この事前申込は失効します。

○ 注意事項

1. この「事前申込書」は、補助事業に申し込むための用紙です。提出することで補助金の交付が確約されるものではありません。補助金交付申請（本申請）に係る諸手続きについては締切日または抽選日以降（申込み多数の場合）にご案内します。
2. 工事は、補助金交付申請（本申請）後、市から「補助金交付決定通知書」が届いた後に着工してください。補助金の交付決定前に着工した場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。
3. 補助金交付申請（本申請）は、申請が可能となった日より3カ月以内に行ってください。